

参考資料 1

茅ヶ崎市教育基本計画

令和2年10月

茅ヶ崎市教育委員会

2-2 基本方針2

「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める 社会教育の充実」

政策3 子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進

政策3では基本方針2を踏まえ、社会教育関係職員の育成、青少年の育成及び多世代の学びの機会の提供に関わる施策を推進します。

1) 現況

教育委員会では様々な社会教育事業を企画立案するために社会教育関係職員の人材育成を行っています。

また、公民館では、子育て支援、健康など現代の課題や地域課題をテーマとした講座・講演会や、学校と連携し、夏休み事業などの学習プログラムを通じて、多世代との交流や学びあう機会を提供しています。

青少年育成に関しては、青少年の居場所として小学校ふれあいプラザ¹¹⁾の設置や自然体験教室事業など多様な体験を通じて、青少年の健全な育成に努めています。青少年会館では、夏休みに工作・陶芸や手作りおもちゃなどの様々な体験をする教室、施設見学会などを実施しています。茅ヶ崎公園体験学習センターでは、星の観察会やはまかせ菜園づくり講座など多世代が交流する事業を展開しています。

図書館事業では、「茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業や、子どもの発達段階に応じたおはなし会及び読み聞かせボランティアを養成するための講習会などを実施しています。

また、図書館本館・分館以外で図書の貸出を行えるように公民館やハマミーナなどに図書室や配本所を設置しています。

図1に示すように、年度で開催回数は異なりますが、平均して年間で延べ90人以上の社会教育関係職員が研修に参加しています。

また、図2及び図3に示すように、公民館では市人口に対する利用者の割合が約100%に推移し、青少年会館では平均して約40%に推移するなど、安定して施設が利用されています。図書館資料の貸出状況については、図4に示すように、公民館等に設定している図書室や配本所の利用の割合が増加しています。

11) 放課後の小学校施設を利用した、小学生の安全な居場所、遊び場を確保し、異年齢児童間の交流の促進や自主性・創造性を養うことを目的とした事業。運営委員会に委託し、学校・地域・保護者等と連携して実施する。

第2部 基本方針別の施策

基本方針2「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の施策

第1部 教育基本計画について

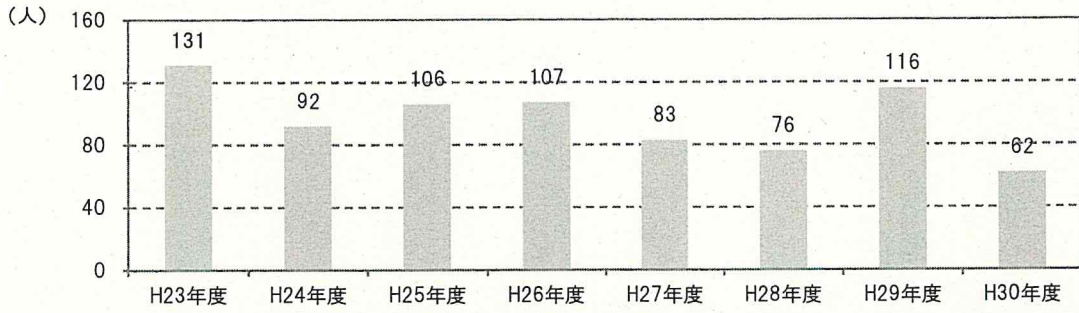


図1 社会教育関係職員の研修参加者数

出典 社会教育課

第2部 基本方針別の施策

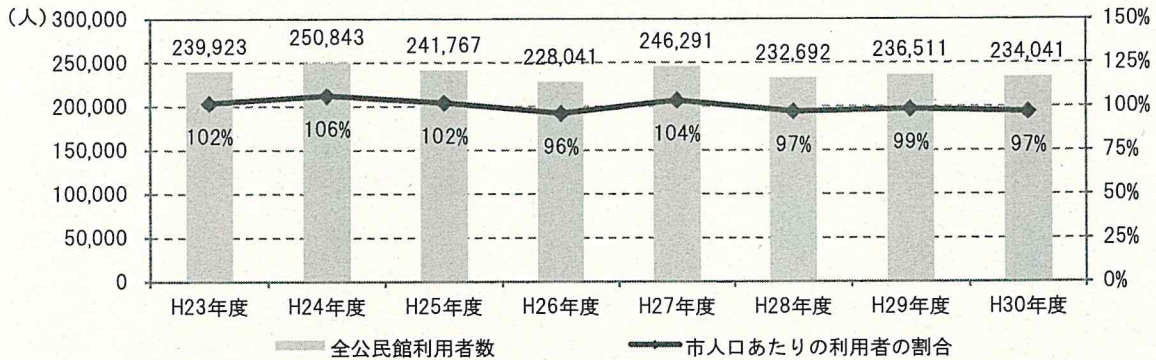


図2 市人口当たりの公民館の利用の割合

出典 社会教育課

第3部 計画の進行管理

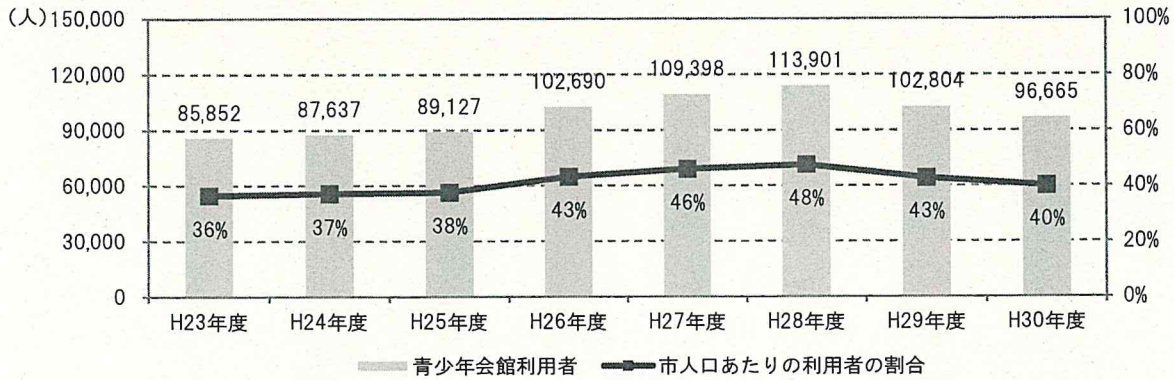


図3 市人口当たりの青少年会館の利用の割合

出典 青少年課

資料編

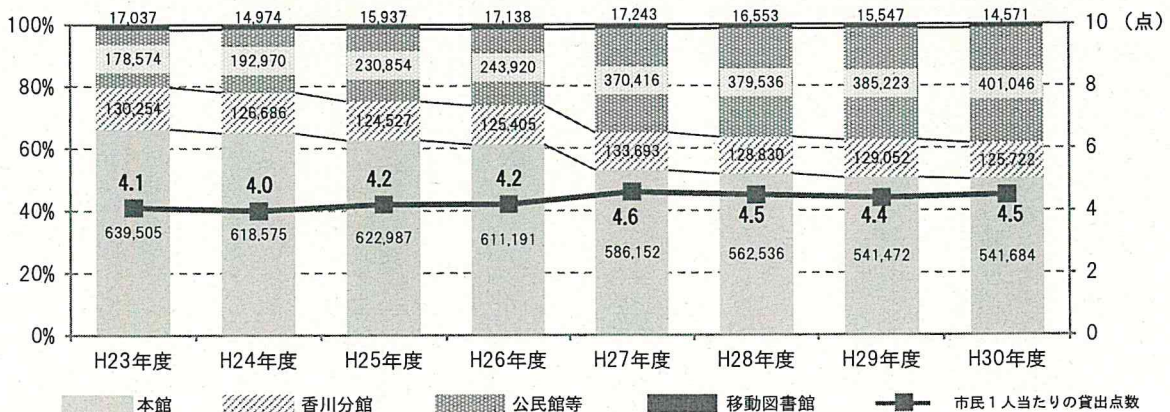


図4 各館別の貸出点数と図書館資料の市民1人当たりの貸出点数

出典 図書館

2) 施策

社会教育関係職員の人材育成

家庭教育支援や社会的要請課題（環境、防災、人権、国際化、子育て支援など）に対応した学習プログラムなどの社会教育活動が推進されるよう、社会教育関係職員¹²⁾の資質向上を図ります。

また、地域と学校の連携をより一層深めるために、社会教育主事¹³⁾などの育成や地域と学校が相互に連携しながら教育を進めていく体制の整備を検討します。

学びと交流を通じた地域の教育力の向上（重点施策）

地域、関係団体や市長部局等と連携し、子どもから大人までが共に楽しく学び、交流する機会を通じて、青少年育成や地域の教育力¹⁴⁾向上につなげます。

また、公民館、図書館などを拠点に様々な分野（自然、防災、福祉、地域の伝統文化など）に関して学び、体験する機会を提供します。

青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備

小学校ふれあいプラザ¹¹⁾や子どもの家など、青少年が安全で安心して学び・遊べる場や、青少年活動を発表する機会を提供します。

また、青少年育成推進協議会や子ども会などの団体や青少年育成に関わる方々に対する研修等を実施するなど、青少年の育成をサポートする人材を育成し、青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます。

情報拠点としての図書館の充実

市の情報拠点として、市民の学習活動等を支援し、高度化・多様化するニーズに応えることができるよう、幅広い資料・情報の収集と提供を行います。

また、レファレンスサービス¹⁵⁾や図書館システムを充実するなど、誰もが利用しやすい図書館を目指します。

家庭教育・幼児期の教育を支えあう環境の醸成

講座等を通じて、子どもの成長に応じた学習機会や子育て中の親などへの情報提供を充実するとともに、子ども、保護者、関係団体及び地域住民がつながり、交流する環境を充実します。

第2部 基本方針別の施策

基本方針2「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の施策

第1部 教育基本計画について

3) 市長部局との連携

他分野と連携した楽しく創造性のある社会教育講座の実施

人口特性、都市構造及び地域活動など様々な視点から地域の状況を把握し、文化、環境、都市計画など他分野の職員との意見交換や連携した講座等を企画するなど、楽しく創造性のある社会教育講座をより一層充実します。

4) 政策の効果を確認する指標

公民館、図書館等が地域の交流施設として、教育の場として市民等に利用されているか、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

指標	根拠資料
社会教育関係職員の研修参加者数(人)	社会教育課調べ
社会教育主催事業・イベントの参加者数(人)	
市人口当たりの公民館の利用の割合(%) (公民館の利用者数/市人口)	
公民館を利用したことある児童・生徒の割合(%)	茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査
市人口当たりの青少年会館の利用割合(%) (青少年会館の利用者数/市人口)	青少年課調べ
市人口当たりの体験学習センターの利用割合(%) (体験学習センターの利用者数/市人口)	
青少年育成推進協議会主催「子ども大会」参加者数(人)	
小学校ふれあいプラザの利用者数(人)	
子どもの家の利用者数(人)	図書館調べ
市民1人当たりの貸出点数(貸出冊数/市人口)	
図書館(分館、図書コーナーを含む)を利用したことのある児童・生徒の割合(%)	茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査
家庭教育と幼児期教育の支援に関する研修・講座の開催数(回)	教育政策課調べ

第2部 基本方針別の施策

第3部 計画の進行管理

資料編

- 12) 社会教育主事、社会教育嘱託職員のほか、社会教育課や青少年課に配属されている職員のこと。
- 13) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担うもの。また、社会教育法第9条の4に規定する要件を満たすことで社会教育主事の資格を取得できる。
- 14) 地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然、文化等の教育資源が子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えることを指す。
- 15) 利用者の学習や調査研究のために、どのような図書館資料(蔵書・CD-ROM・データベースなど)を利用すればよいのかを案内し、効率的な調査研究の支援を行うためのサービス。